

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Whaling and Animal Welfare

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-11-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸上, 伸啓 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00008567

捕鯨と動物福祉

岸 上 伸 啓

捕鯨と動物福祉*

岸上 伸 啓

はじめに

およそ300万年といわれる人類の歴史のほとんどは野生動物を狩り、野生植物を採る狩猟採集の時代であった。過去1万年あまりの間に、農耕や牧畜が世界に広まり、さらに産業化が進むにつれて、狩猟や漁労に従事する者は少なくなった。その一方で、人類は現在にいたるまで野生の魚介類を食料資源として利用し続けてきたし、一部の人は他の生業活動も行いながら野生動物を利用する生活を続けてきた。

人類史における野生動物と人類の関係は、地域によって異なり、時代とともに変化してきたが、20世紀後半になるとかつて利用の対象であった野生動物が、保護の対象になる傾向が顕著に見られるようになった(秋道 1994, 2009)。その典型的な事例は、シロナガスクジラやザトウクジラ、マッコウクジラなどの大型鯨類である。1982年に国際捕鯨委員会(以下、IWCと略称)において大型鯨類13種に対して商業捕鯨の一時的な中断が決定された。その中断は現在も続いている(石井編 2011; 大曲 2003)。

その一方で、現在でも捕鯨は、世界各地で実施されている。大型鯨類に関していえば、国際捕鯨委員会で合意が得られているアメリカ合衆国やロシア、グリーンランド、ベクウェイ島の先住民生存捕鯨(池谷 2007; 岩崎 2010; 岸上編 2012; 浜口 2012, 2016; 高橋 2009; Stevenson, Madsen, and Maloney 1997)、IWCのモラトリアム(一時停止)提案に対し留保を表明したノルウェーとアイスランドの商業捕鯨(石川 2016; Brydon 2006)、日本の科学的調査捕鯨、IWCに加盟していないカナダに住む先住民イヌイットによるホッキョククジラ漁(岸上 2013)やインドネシア・レンバタ島ラマレラ村のマッコウクジラ漁(江上・小島 2012)

が存在している。また、IWCの管理対象ではないオキゴンドウやマゴンドウ、イシイルカなど小型鯨類は日本で捕獲されているし(遠藤 2011, 2012; 小島編 2009; フリーマン編 1989)、カナダ極北地域やグリーンランドではシロイルカやイッカクも捕獲されている(岩崎 2011; 大村 2016; 岸上 2002, 2003)。さらにソロモン諸島やフェロー諸島ではイルカ漁が行なわれている(竹川 1995; Kerins 2010)。

しかし、商業捕鯨や調査捕鯨への反対運動は、年々、エスカレートし、その余波は先住民生存捕鯨や小型沿岸捕鯨にも及びつつある。反捕鯨運動には、大別すれば、環境保護の立場からのものと動物福祉の立場のものに大別できるが、両者の立場はときには渾然一体となりながら、展開されている。

アルネ・カランや河島基弘らによる環境保護団体の反捕鯨運動に関する研究(河島 2010a, 2010b, 2011, 2012; 佐久間 2011; Kalland 1993a, 1993b; Kawashima 2004)や動物福祉の立場からの反捕鯨運動についての研究(石川 2011, 2012)は存在しているが、その対象団体や地域が限定されている。今後は、上記の研究を出発点としながら、世界各地における反捕鯨運動の活動内容とその影響を現地の視点から調査し、比較検討していくことが必要であると考えられる。

本稿では、多様な反捕鯨運動の展開を動物福祉の考え方との関連で検討し、今後の研究課題を提案したい。

人類によるクジラの利用の歴史

人類がイルカを含む鯨類を利用し始めたのは日本の縄文社会や北欧のノルウェー地域においてであり、5000年以上前にさかのぼる(山浦 2012)。ア

ラスカの沿岸地域やノルウェーの北極海側や南欧ビスケー湾など世界各地において人類が積極的に大型クジラを捕獲し始めたのは、10世紀前後である。世界各地で捕鯨が本格化した時期は、地球の温暖化期と一致している。アラスカ地域などでは小規模な沿岸捕鯨を生業¹として行ったが、その後、ヨーロッパでは捕鯨は産業化し、オランダやイギリス等が鯨油の獲得を目的として遠洋捕鯨を行なった。18世紀になると新興国アメリカも加わり、捕鯨は一大産業となる（森田 1994；山下 2004）。

欧米社会の商業捕鯨の特徴は、目的が肉ではなく燃料や原材料として使用する鯨油とクジラのひげの獲得であること、そしてクジラを取り尽くすと次の漁場を探すという、漁場の略奪的拡大であった。漁場は、1820年代に日本の小笠原諸島地域、1840年代末にアラスカ側の北極海、20世紀に入ると南氷洋海域やインド洋海域にまで拡大した。各漁場では、各国が競って捕鯨を行なった。1570年代から沿岸で商業捕鯨を行っていた日本も1930年代から北太平洋や南氷洋で大規模な母船式捕鯨を開始した²。しかし、1970年代までに石油利用の普及やクジラ資源の減少を理由に欧米諸国は徐々に捕鯨産業から撤退していった（大隅 2003；森田 1994；山下 2004）。

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、酸性雨や環境汚染など地球環境問題が人類社会全体の問題として取り上げられた。同会議においてアメリカ合衆国は大型鯨類の捕獲のモラトリアムを提案したが、捕鯨国の反対もあり、同案は可決されなかった。しかし、1982年に開催された国際捕鯨委員会総会では、大型鯨類の商業捕獲のモラトリアムが決定された。それ以降、一部例外を除くと大型鯨類の商業捕鯨は中断したままである。

1982年以降も、多くの政府や動物福祉団体、環境保護団体が反捕鯨を唱え、国際的な社会運動を展開し、世界各国の世論を動かし、反捕鯨の考え方は世界中に浸透してきた。2014年3月31日には、日本の南極周辺海域での調査捕鯨をめぐるオーストラリア・ニュージーランドと日本との間で争っていた国際司法裁判所での裁判の判決が言い

わたされ、日本が敗訴したことは記憶に新しい（石井・真田 2015）。このような世界的な趨勢の中で商業捕鯨の再開はきわめて難しい状況にある。

一方、捕殺を伴わないホエールウォッチングやドルフィン・スイムなどが盛んになりつつある（秋道 2009：200-210；岸上 2014a：30；小木 2009；浜口 2016：145-148；Hoyt and Hvenegaard 2002；Parsons and Rawles 2003）。しかし、すでに紹介したように現在でも世界各地の先住民や漁民はクジラやイルカを捕獲し、利用している点も確認しておきたい。

これまでの反捕鯨運動は、おもに商業捕鯨を対象としたものであった。そしてその運動を牽引してきたのは、国際的な環境保護団体や動物福祉団体である。

欧米社会における動物福祉と種差別に対する批判

英国において動物との関係を見直す一連の社会運動が1820年代から起こり、動物の福祉が問題として取り上げられるようになった。この問題は、一時下火になったが、第2次世界大戦後に再び脚光を浴びるようになった。そして1975年にはオーストラリアの哲学者ピーター・シンガー（Peter Singer）が『動物の解放』を出版し、家畜動物や実験用動物に対するむごい扱いを取り上げ、人間の便宜のために動物を搾取することに対して異議申し立てを行った。彼は、「自分自身が属する種の利益を擁護する一方で、他の種の利益を否定する偏見と態度」を種差別³と呼び、人類による種差別をなくし、動物福祉の向上を訴えた。この考えは、動物保護運動の思想的支柱となった⁴。

そして多くの動物保護団体は、クジラや象など大型動物を保護のシンボルとして利用し始め、欧米社会ではクジラを神格化するにいたった。たとえば、国際鯨類保護協会名誉会長のロビンズ・バーストウ（Robins Barstow）は、6つの点でクジラは特別な存在であると強調した。クジラは地球最大の動物であり、高い知能を持つ点、何百万年にわたる進化をとげ、海洋生態系の食物連鎖の最上位に位置する点、外見が美と優雅さを備えている点、クジラの持つ神秘性、国境を越えて移動する点、環境を象徴する動物である点である（Barstow

1991)。

バーストウが持つクジラのイメージは、ある意味で複数の実像が組み合わされて作り出された虚像である。すなわち、地球上で最大の動物（シロナガスクジラ）、地球上で最大の脳容積を持つ動物（マッコウクジラ）、身体に比して大きな脳を持つ動物（バンドウイルカ）、愉快的な性質でさまざまな歌を歌う動物（ザトウクジラ）、人間に友好的で親しい動物（コククジラ）などの情報が複雑に絡み合い、マスメディアや環境保護団体・動物福祉団体によってクジラはより美化され、神のような虚像が創りあげられた。A・カランは、そのクジラを「スーパー・ホエール」と呼んでいる（Kalland 1993a:4）

カラン（1993a）とほぼ同じ時期に森田勝昭は、メディアの圧倒的な物量作戦によって「クジラ」の虚像が生み出され、人々の心の中にリアリティとして定着し、クジラは神のような存在になり、環境運動のシンボルとして利用されていることを指摘した。森田は、その虚像のクジラを「メディアホエール」と呼んでいる。そして結果的に捕鯨が悪であると人びとが考えるようになると主張した（森田 1994：389-391）。

反捕鯨団体の分類

欧米を中心とした動物福祉団体や環境保護団体は、独特な倫理観とクジラ像に基づき、反捕鯨運動を展開し、国際的な世論を形成しようとしてきた。それらの団体の反捕鯨運動は、欧米諸国や南米諸国、オーストラリア・ニュージーランドの各国政府をも動かすほどの影響力を及ぼしてきた。

調査捕鯨や小型沿岸捕鯨、商業捕鯨に対して過激な反対行動をとる反捕鯨団体として、シー・シェパード保全協会（Sea Shepherd Conservation Society）が有名である。しかし、反捕鯨団体には、商業捕鯨のみに反対する団体や先住民生存捕鯨を含めてあらゆる捕鯨に反対する団体、クジラのみならず全ての動物利用に反対する団体などがあり、多様性が認められる。石井らは、動物福祉、動物の権利（動物解放運動）、予防原則の立場から動物福祉団体や環境保護団体を3つのカテゴリーに整理している（石井・真田 2106：79-86）。

第1のカテゴリーは動物福祉に基づく団体である。動物福祉とは、動物を研究実験で利用したり、食用に飼育する場合、動物をみだりに殺傷したり、苦しめたりしないようにするだけでなく、適切に取り扱わなければならないという考えをさす。このカテゴリーに入る団体には人道協会（Humane Society）やクジラ・イルカ保全協会（Whale and Dolphin Conservation Society）、動物保護のための世界協会（World Society for the Protection of Animals）、国際動物福祉基金（International Fund for Animal Welfare）などがある。これらの団体は、飼い主に虐待されている動物の保護、動物を利用する必要性の有無の追及、動物を殺傷せざるを得ない場合は苦痛を最小限にすることや殺傷時間を短縮化させることの追求に力点を置いている。これらの団体は、クジラに苦痛を与えることなく捕殺することは不可能であると考えているため、基本的にすべての捕鯨に反対している（石井・真田 2015：82）。しかし、人道協会やクジラ・イルカ保全協会のように先住民生存捕鯨に関しては捕鯨者がクジラに最少かつ最短の苦痛しか与えないように努力している場合には、反対していない団体も存在している。

第2のカテゴリーは、動物の権利を強調し、動物解放運動を目標としている団体である。動物の権利とは、動物は誰かの所有物ではなく、人間と対等な権利を持つ生物であるという考えである。このカテゴリーの団体は原理原則としてすべての捕鯨に反対している（石井・真田 2015：83）。典型的な事例は、シー・シェパード保全協会や動物の倫理的扱いを求める人々の会（People for the Ethical Treatment of Animals、略称PETA）、動物解放戦線（Animal Liberation Front、略称SHAC）、ストップ・ハンティング・アニマル・クルエルティ（Stop Huntingdon Animal Cruelty、略称SHAC）である。これらの団体は、動物解放のために過激な行動をとることで有名である。ストップ・ハンティング・アニマル・クルエルティや動物解放戦線のようにアメリカ合衆国などにおいてはテロ組織とみなされている団体もある（グルーエン 2015：204-207）。このカテゴリーに入る団体は、捕鯨は当然のことながらホエールウォッチングの

ようなクジラの非捕殺的な利用にも反対している。

第3のカテゴリーは、予防原則の立場をとる団体である。予防原則とは、深刻な環境被害が予想される場合には、科学的に明確な因果関係を立証できなくとも対策を講じるべきだという考え方である(石井・真田 2015: 84)。この考えに基づく団体にはグリーンピース(Greenpeace)や世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature、略称WWF)などがある。これらの団体は、商業捕鯨や調査捕鯨には基本的に反対しているが、厳格な管理制度で実施される捕鯨については容認する場合もある。また、商業性がなく、厳密な科学的管理制度を遵守している先住民生存捕鯨には反対していない。

以上から分かるように、第1および第3カテゴリーに分類されている団体では、基本的にそれらの矛先は商業捕鯨や調査捕鯨に向けられているが、第2カテゴリーのようにすべての捕鯨に反対する立場もある。

反捕鯨団体の多様な活動

反捕鯨団体は、世界各地の捕鯨に対してさまざまな形態の反対運動を実施している。ここでは、具体例をいくつか紹介しよう。

現在、IWC総会における商業捕鯨のモラトリアム採択に対し保留の立場を表明し、商業捕鯨を実施しているのはノルウェーとアイスランドである。この二国は1980年代半ばから反捕鯨団体の妨害活動の被害をこうむっている。とくに有名なのはシー・シェパードによる活動である。同団体は、1986年にアイスランドのレイキャビックで捕鯨船2隻を沈没させるとともに、鯨肉加工施設を破壊するという暴挙に出ている。また、1992年にはノルウェーのロフォーテン諸島で、1993年にはノルウェーのグレスヴィックで、停泊中の捕鯨船を沈没させている(浜口 2005: 43)。現在では物理的な妨害活動は少なくなったが、アイスランドでは捕鯨船が係留している埠頭で捕鯨反対のデモを実施している。

日本の調査捕鯨に対する反対活動で有名なのは、南極海や寄港地でのグリーンピースやシー・シェパードによる調査捕鯨船への妨害行為である。日

本鯨類研究所のホームページには、1995年2月のグリーンピースによるニュージーランド・ウェリントン港に緊急寄港した調査船第一利丸への妨害行為から2014年3月のシー・シェパードの活動家による調査船第3勇新丸への妨害行為まで多数の事例が文章や写真、ビデオで紹介されている。2014年の妨害活動として、調査船が曳航する警告用ブイ付きロープの切断や、調査船の船首を小型ゴムボートで横切る行為、妨害船ボブ・パーカーから調査船への信号ロケット弾の発射などが報告されている。このほか、調査船への不法侵入や意図的な体当たりなどの妨害行為が発生した。

シー・シェパードは、自らの妨害行為をビデオに収録し、その行為があたかも正義を実行しているかのように見えるように編集し、ネットを通して配信している。また、まるで日本の調査捕鯨船がシー・シェパードの妨害船を銃撃し、船長の命が狙われたかのような映像をケーブルテレビ番組「アニマル・プラネット」で放送するなどし、正義は自らにあり、日本の調査捕鯨船は悪いことを行なっているというイメージを世界中に拡散している。事情をまったく知らない人がこれらの番組を見れば、シー・シェパードの主張が正しいと思ってしまう可能性がきわめて高い。

なお、日本の調査捕鯨を実施している日本鯨類研究所と共同船舶は、2011年12月にアメリカ合衆国ワシントン州連邦地方裁判所にシー・シェパードと代表者のポール・ワトソンを調査捕鯨の妨害の件で、訴訟を起こした。2016年8月に両者はこの訴訟について調停合意に達している。

日本の小型沿岸捕鯨に対する反捕鯨団体による活動が行なわれてきた。1980年2月29日には九州の杓岐で、地元の漁民が駆除のために捕獲したイルカの囲い網を環境保護団体のメンバーが切断するという事件が起き、裁判沙汰になった。これは杓岐イルカ事件として知られている。また、近年ではシー・シェパードの活動が知られている。毎年、イルカ漁の解禁日が近づくと複数の反捕鯨団体が和歌山県太地町に来て、イルカ漁に対して反対デモや監視を行なうとともに、漁の様子をビデオに隠し撮りし、ネット配信している。シー・シェパードのメンバー2名は2003年11月18日に太地

町の島尻湾でハナゴンドウを逃がすために囲い用網を切断するという暴挙に出た。この2名は威力業務妨害容疑で警察に逮捕され、大々的に新聞やテレビで報道された(浜口 2005)。2010年にも同様な事件が太地町で発生している。

先住民生存捕鯨に対する反対活動も実施されている。シー・シェパードは1997年からアメリカ合衆国ワシントン州オリンピア半島の先住民マカーの捕鯨再開を阻止するための運動に取り組んでいる。同団体は潜水艦を購入し、それにシャチに見えるように偽装を施し、シャチの泣き声を発信させる装置を搭載し、コククジラに近づき、脅して追い払うという行動に出た。この活動がコククジラの回遊にどれほどの影響を及ぼしたかはまったく分からない。マカーはコククジラを捕獲した1999年5月以降、同捕鯨は国内法に抵触する恐れがあると同時に、捕鯨の影響に関する環境評価が終っていないので、中断されたままである。また、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島では2012年より環境団体「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ナショナル・トラスト」が捕鯨をホエールウォッチングに転換させる運動を行なっている。この運動によって地元の捕鯨離れが進行しつつあり、捕鯨文化に悪影響が出つつある(浜口 2016: 145-158)。

ソロモン諸島のイルカ漁については興味深い事例が報告されている。ソロモン諸島で食用肉や貨幣として流通するイルカの歯を確保するためにイルカ漁が行なわれてきた(竹川 1995)。また、近年は飼育用のイルカの捕獲も行なわれた。アース・アイランド・インスティテュート(Earth Island Institute)という団体は、2010年にソロモン諸島の漁民にイルカ漁をやめる代償として金銭提供を約束した。これによって漁民はイルカ漁をやめたが、村内でイルカ漁存続派と中止派の間に確執が生まれた。その後、伝統文化が漁民によって再認識され、かつ同インスティテュートが約束した金銭を支払わなくなったので、2013年にはイルカ漁を再開したことが知られている(竹川 2016)。

インドネシアのラマレラ村では、マッコウクジラ漁が行なわれてきた(江上・小島 2012)。この村でも環境保護団体が反捕鯨運動を展開している。

ひとつはアメリカの環境団体「フォトヴォイシズ(Photovoices)」が、2007年に村人にデジタルカメラ50台を6ヶ月間貸与して、写真展とセミナーを開催した。当時、WWFインドネシアとインドネシア政府、いくつかの環境保護団体はソロール諸島海域を海洋保護区に設定しようと活動していたが、環境保護と地元の人びとの生活維持の両方が成り立つようなバランスの取れた計画を練る必要があった。地元民の関心や視点を知らするために、この写真プロジェクトが実施されたという。2008年にはWWFの職員は、これまでマッコウクジラやマンタの銚打ち漁に頼っていた村人に新たな漁業を浸透させるために漁網の提供を申し出た(石川 2011: 243)。この背景には、マッコウクジラ漁からほかの漁業への転換を促進させるという目論見があった。また、環境保護団体グローバルオーシャン(Global Ocean)は、2007年からクジラ・イルカ保護協会(WDCS)や国際人道協会(Humane Society International)、グリーンピース教育トラスト(Greenpeace Educational Trust)、環境・開発国際機関(International Institute of Environment & Development)とともに、ラマレラ村の人びとが、捕鯨の代わりに、コミュニティが所有し持続可能なホエール・イルカウォッチング会社を設立し、展開させるための支援を行なっている。このほか、村人に船外機や漁網の提供を申し出たという(石川 2011: 244)。これらの環境保護団体の活動は、マッコウクジラ漁の放棄を要求していないが、それに代わる現金収入獲得手段を普及させることによって、捕鯨をやめさせようとしている。

ここで紹介した反捕鯨活動は、氷山の一角であり、世界各地でさまざまな団体による反捕鯨運動が展開されている。国際的な環境保護団体や動物福祉団体はクジラや象を環境保護のシンボルとして寄付を集めるために利用しているといった批判があるものの、その反捕鯨運動の一般社会への影響力は絶大である。現時点では、その矛先はおもにアイスランドやノルウェーの商業捕鯨および日本の調査捕鯨、世界各地の商業的イルカ漁などに向けられているが、徐々に先住民生存捕鯨もそのターゲットになりつつある。

次に先住民生存捕鯨の事例としてアラスカ先住

民イヌピアットのホッキョククジラ鯨を紹介し、それに対する反捕鯨運動について紹介したい。

アラスカ先住民イヌピアットのホッキョククジラ鯨と反捕鯨運動

ベーリング海からポーフォート海にかけてのアラスカ沿岸地域では紀元後9世紀ごろからホッキョククジラ（以下、クジラと略称）を意図的に捕獲し始めた。同海域ではアメリカの捕鯨船による商業捕鯨が1848年から1914年ごろまで行なわれ、その頭数は激減したが、アラスカ沿岸地域に住むイヌピアットやユピートは捕鯨を続けてきた。

現在ではクジラ漁はIWCの先住民生存捕鯨のひとつとして年間（トータルで6年間）の捕獲上限枠のもとで実施されている。筆者の調査地であるパロー村では年間22頭の捕獲が許可されている。アラスカ先住民は資本主義経済の中に取り込まれ、現金収入とその利用を前提として、「伝統的な」生業活動を行なっている。ただし、捕鯨の産物は、クジラひげや鯨骨以外は現金で売買されることはなく、無償で分配や交換が行なわれている⁵。

パロー村の1年は、春季と秋季の捕鯨およびそれに関連した祭りや祝宴を中心にめぐるといっても過言ではない（岸上 2014）。村には約45の捕鯨クルー（集団）が存在する。各クルーは捕鯨キャプテンとその妻、5名から15名のハンターからなり、捕鯨活動に従事する。年が明けると春季捕鯨の準備をはじめ、4月下旬から5月中旬にかけてウミアック（皮製大型ボート）を用いて捕鯨を行なう。クジラを捕獲した翌日には捕鯨キャプテン宅で祝宴が開催される。5月下旬からアプガウティ（捕鯨に成功したウミアックの陸揚げ式とそれを祝う宴会）、6月下旬にはナルカタック（春季捕鯨に成功した捕鯨キャプテンたちが主催する祝宴）がそれぞれ複数回執り行われる。夏には捕鯨に必要な食料やボートの船体に使うアザラシ皮を調達するためにアザラシ猟やセイウチ猟を行なうとともに、秋季捕鯨の準備を始める。9月下旬から10月中旬にはパロー村から10～30キロメートルの沖合でモーターボートを利用した捕鯨が行なわれる。クジラを捕獲した翌日には捕鯨キャプテン宅で祝宴が開催されるが、春季のような祭典は

実施しない。その代わりに秋季捕鯨に成功した捕鯨キャプテンは、11月の感謝祭の祝宴および12月のクリスマスの祝宴のために村にある複数の教会に鯨肉を寄贈する。村人は村で開催される祭典や祝宴を通して鯨肉を食べたり、もらったりすることができる。

パロー村のイヌピアットは自身を「クジラの人びと」とであると認識している。そして捕鯨や捕鯨関連の祭典や祝宴に参加すること、鯨肉などをほかの村人とともに食べることが彼らの生き方にとって重要であり、自己認識やアイデンティティの基盤になっている。さらに強調しておきたい点は、過去1000年に形成されたイヌピアットとホッキョククジラとの特別な社会的関係をめぐる世界観の存在である。彼らはクジラ自身が捕られるために自らの命を与えると考えている。また、クジラを人間の行いを見たり、聞いたりすることのできる存在であると考えている。ハンターはクジラに敬意を払い、捕獲し、得た肉はほかのハンターや村人と分かち合い、無駄なく食べなければならないと考えている。そしてクジラの靈魂を祝宴やダンスで楽しませ、儀礼によってクジラの世界に送り返す必要がある。クジラが捕獲され、大切に取扱われたことに満足すると、その靈魂は再びクジラの姿となって同じ捕鯨キャプテンの捕鯨集団のもとに捕獲されるために戻ってくる。一方、捕鯨集団のメンバーが不適切な行為や、クジラがいやがることをすれば、そのクジラはその捕鯨集団のもとには戻ってこなくなると考えられている。このため、捕鯨キャプテンとその妻、ハンターは日常の行動や捕鯨活動に注意を払い、品行方正な行動をとるように心がけ手いる。

以上から分かるように、クジラや捕鯨はイヌピアットにとって食料となるのみならず、社会的にも精神的にも重要な生活の一部となっているといえる。

パロー村の捕鯨キャプテンは、彼らの捕鯨の継続に関して、環境保護団体やアメリカ合衆国政府からプレッシャーを受け、かなりの危機感を抱いている。隔年で開催されるIWC総会およびアンカレッジで開催されるアラスカ・エスキモー捕鯨委員会総会の会場近くでは複数の反捕鯨団体が反捕

鯨のデモを繰り広げている。また、アメリカ合衆国政府はアラスカ先住民の意向を尊重する立場をとる一方、IWC総会などでは反（商業）捕鯨の立場を堅持している。アメリカ合衆国政府の立場はダブルスタンダードであるとして捕鯨推進国から批判されているが、イヌピアット自身も同政府が彼らに捕鯨を自発的にやめてもらいたいと望んでいることを感じ取っている。同政府内も決して一枚岩ではないが、彼らにとって反捕鯨の急先鋒は環境保護団体ではなく、自国の連邦政府であるようだ。

現在、アメリカ合衆国内でイヌピアットやユピートが捕鯨をすることができる法的根拠は、先住民権（Indigenous Rights）に由来するものではない。彼らの捕鯨は、国内法である「海洋哺乳類保護法」（1972年）や「絶滅の危機に瀕した種の保護法」（1973年）の、伝統的な方法で捕獲するという条件のもとで実施可という「先住民適用除外項」によって認められているに過ぎない（岸上 2014: 178）。アラスカ・エスキモー捕鯨委員会のメンバーは、この脆弱な法的基盤を心配し、彼らの捕鯨を法的に確固なものにする国内法を作り出すために、連邦議会等で積極的にロビー活動を展開している。

クジラは資源か聖獣か？

これまで述べてきたように20世紀後半から21世紀初頭にかけて環境保護と動物福祉の考え方が影響力を持ちだすと、クジラと人類の関係は大きく変わってきた。それは、大まかにいえば資源としての利用から保護する対象への変化である。

では、クジラは人類が利用してはならない聖なる動物であるのか？文化人類学の研究蓄積を参照すると、そうとは限らないという回答が出てくる。本稿で紹介したイヌピアットの捕鯨のように、世界の先住民や漁民の中には現在でもクジラやイルカを捕獲し、その肉を分ち合い、祭りを実施し、共食をする人びとが存在している。彼らは、この1000年もの間、ホッキョククジラと特別な関係を築いてきた。それは、クジラをめぐる独自の世界観や生き方にも反映されている。彼らはクジラに敬意を払いつつ、その命を頂き、厳しい自然環境

の中で自らの命をつないできた。彼らにとってクジラは資源でもあり、聖なる動物でもある。

こうした世界各地の先住民や漁民が歴史的に築き上げてきたクジラを利用する文化や人類とクジラの多様な関係が、新たに立ち上がった動物福祉運動や環境保護運動によって変容を迫られつつあるといっても過言ではないだろう。

では私たちは、人類と鯨類との関係をどのように考えるべきだろうか。動物福祉団体や環境保護団体による反捕鯨運動は、欧米社会の強大な政治経済力を背景とするマスメディアやその他の広報活動によってグローバル化し、世界各地の社会にさまざまな影響を及ぼしている。現時点では動物福祉支持者にも、一切の捕鯨やクジラの利用を禁止する理想主義者からクジラの持続可能な利用を一部認めるという現実主義者まで複数の立場がある（cf. ルーエン 2015: 210-215）。

動物を尊重するという意味では動物福祉の立場も理解しうるが、先住民の捕鯨を研究してきた私自身は、人類とクジラとの多様な歴史・文化的関係を考慮して、クジラの持続可能な利用は、現時点では可とする立場をとっている。すなわち、人類と野生動物との関係を考えるためには、机上の理想論だけではなく、歴史的に形成された地域社会の生活や民俗知や生態学的知見をも考慮にいれる必要があると考える。

また、一切の動物利用を禁止する「動物の権利」の立場も存在している。これまで見てきたように人類と動物との関係は時代とともに変化してきたが、一切の動物利用をしないということは、たとえ倫理的に正しいとしても現実には難しいと考える。

では、私たちに何ができるだろうか、私たちは何をすべきなのだろうか。私たちは、人類は動物のひとつであり、地球環境の一部であることを認識するとともに、その進化上の特殊性を自覚しなければならない。我われ人類は、野生動物の存続、ひいては地球環境や生物多様性の維持に決定的な役割を果たす存在である点を自覚し、行動に反映させる必要があると考える。その上で、人類とクジラが共存する方法を模索する必要がある。といっても万能な方法があるわけではない。現時

点での人類がクジラと共存する方法は、具体的な問題が発生した時に、科学的知見や現地の生活や民俗知をも考慮しつつ、多様な立場の者が対話を通して解決策を見つけ出すように努力し、その都度、柔軟に対応していくしかないだろう。

今後の研究課題

人類は5000年以上にわたり鯨類を食料や原材料として持続的に利用してきたが、1982年に国際捕鯨委員会（IWC）において大型鯨類13種の商業捕鯨の一時的な捕獲禁止が決定された。その後、現在に至るまで同捕鯨は再開できないままである。この捕鯨をめぐる動きは、欧米社会を中心に動物福祉・動物愛護・環境保護団体による反捕鯨運動と連動し、反捕鯨を支持する人びとや政府が増加し、世界各地の捕鯨や捕鯨文化は存続の危機に直面している。

捕鯨や鯨食の是非については、捕鯨者や文化人類学者、社会学者、鯨類（生物）学者、環境科学者、倫理学者、国際政治学者、政治家、動物福祉・愛護運動家、環境保護運動家、報道関係者らによるさまざまな主張が錯綜し、世論に大きな影響を及ぼしているが、賛成派と反対派との間の議論は相互にかみあっておらず、問題解決の糸口は見えないままである。しかしその一方で、1970年代以降は着実に反捕鯨運動がグローバル化し、世界各地の捕鯨や捕鯨文化に大きな影響を及ぼしつつある。

筆者は、反捕鯨運動の展開とその諸影響の解明は、現代の捕鯨や捕鯨文化に関する重要な研究テーマのひとつであると考え、反捕鯨運動の世界的拡大の背景には、世界各地におけるクジラと人間の関係やクジラ観、環境観の歴史的変化が存在している。世界各地の捕鯨の現状および欧米に端を発する反捕鯨運動の展開について把握したうえで、反捕鯨運動とその背後にあるクジラ観や環境・動物倫理がどのように形成され、世界に広がり、各地の捕鯨文化にいかなる影響を及ぼしているかについて調査し、解明する必要がある。

具体的には、下記の調査・研究を実施すべきであると考え、(1) アラスカやカナダ、グリーンランド、カリブ海地域等における先住民等による

捕鯨、日本の調査捕鯨と小型沿岸捕鯨、ノルウェーとアイスランドの商業捕鯨等、世界各地の捕鯨の歴史と現状を把握する。(2) 諸国政府およびIWCなどの国際機関における捕鯨政策の歴史と現状を把握する。(3) さまざまな環境保護団体・動物福祉団体による反捕鯨運動のマクロな展開を把握する。(4) (1) から (3) の成果を考慮しつつ、環境保護団体・動物福祉団体による反捕鯨運動が世界各地の捕鯨活動やクジラ観、クジラと人間の関係にどのような影響を及ぼしてきたか、またそれらの影響に対する各地の対応を現地調査に基づきミクロな視点から把握する。そのうえで、(5) 成果を世界規模で比較検討する。

以上の研究を実施することによって、世界各地の捕鯨活動や捕鯨文化の存続の危機は、欧米諸社会の強力な政治経済力を背景とした外交戦略の展開や、動物観や倫理観をめぐる言説のグローバル化が原因であることが明らかにされるだろう。また、捕鯨論争は、科学的な根拠に基づいて行われているのではなく、異なる思想や動物観、人間と動物の関係に関するきわめて政治的・イデオロギイ的対立であることが明らかになると予想される。そしてこの研究成果は、研究者およびそれ以外の人びとが現代の捕鯨問題を考えるための基礎的な材料となるとともに、問題解決のための提案につながる可能性があると考え、

* 謝辞

本研究は、平成28年度科学研究費補助金基盤研究（A）「グローバル化時代の捕鯨文化に関する人類学的研究—伝統継承と反捕鯨運動の相克—」（代表者：岸上伸啓、課題番号：15H02617）の研究成果の一部である。また、本稿は国立民族学博物館（民博）の共同研究会「捕鯨と環境倫理」での発表に基づいている。日本学術振興会および民博の研究支援に対し、感謝の微意を表すものである。

¹ 生業概念については、岸上（2008）を参照されたい。

² 日本全域に鯨肉食が普及したのは、第2次世界大戦後である。日本における食料不足を補うため、GHQは遠洋捕鯨を許可し、鯨肉を戦後日

本におけるたんぱく質源とする政策を実施した
(森田 1994: 362-363, 414-415; 渡邊 2006: 138)。

³ 「種差別」という概念は、P. シンガーではなく、イギリスの動物愛護活動家のリチャード・ライダーによる造語であるという(伊勢田 2008:18)。

⁴ 動物福祉や動物の権利については、佐藤(2005)や伊勢田(2008)をお読み頂きたい。また、より広義の環境倫理について知りたい方は、鬼頭・福永編(2009)や高橋(2011)をお読み頂きたい。

⁵ 国際捕鯨条約の例外条項では、先住民による鯨産物の売買を禁止しているわけではない。しかし、多くのIWC関係者が「生業」は現金の獲得(金銭的利益を出す手段)のための手段ではないと考えていること、および先住民自身が肉などの鯨産物を分配・交換する慣習を持っていることのために、肉類は商品として売買されていない。

参照・引用文献

本稿では、紙面の関係で必要最低限の引用・参照文献を紹介するに留める。さらに知りたい方は、岸上編(2012)およびKishigami, Hamaguchi and Savelle編(2013)で引用・参照されている文献を参照されたい。

和文

秋道智彌

1994 『クジラとヒトの民族誌』東京:東京大学出版会。

2009 『クジラは誰のものか』(ちくま新書760)東京:筑摩書房。

池谷和信

2007 「人類の生態と地球環境問題—ポスト社会主義下におけるクジラの利用と保護—」煎本孝・山岸俊男編『現代文化人類学の課題—北方文化からみる』pp. 100-125. 京都:世界思想社。

石井敦編

2011 『解体新書「捕鯨論争」』東京:新評論。

石井敦、真田康弘

2015 『クジラコンプレックス—捕鯨裁判の勝者はだれか—』東京:東京書籍。

石川創

2011 『クジラは海の資源か神獣か』東京:NHK出版。

2012 「捕鯨と動物倫理—動物愛護団体の批判に関する考察」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 317-335. 東京:成山堂書店。

2016 「現代ノルウェーの捕鯨(1)」『鯨研通信』469: 22-29。

石川梵

2011 『鯨人』(集英社新書)東京:集英社。

伊勢田哲治

2008 『動物からの倫理学入門』名古屋:名古屋大学出版会。

岩崎まさみ

2010 「グリーンランドにおける捕鯨活動にみられる諸問題」『北海学園大学人文論集』46: 1-39。

江上幹幸、小島曠太郎

2012 「インドネシア・ラマレラの伝統捕鯨文化と社会変化—1994年~2010年の捕鯨記録を中心に」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 102-121. 東京:成山堂書店。

遠藤愛子

2011 「変容する鯨類資源の利用実態—和歌山県太地町の小規模沿岸捕鯨業を事例として—」松本博之編『海洋環境保全の人類学—沿岸水域利用と国際社会』(国立民族学博物館調査報告97) pp. 237-267. 大阪:国立民族学博物館。

2012 「変容する鯨類資源の利用実態—日本の鯨肉流通について」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 245-263. 東京:成山堂書店。

大隅清治

2003 『クジラと日本人』(岩波新書)東京:岩波書店。

大曲佳世

2003 「鯨類資源の利用と管理をめぐる国際的対立」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告46) pp. 401-417. 大阪:国立民族学博物館。

大村敬一

2016 「生存の条件—カナダ・イヌイットの生業システムの秘密」『アークティック・サークル』101: 4-9。

河島基弘

- 2010a 「欧米で鯨が特別視される理由の批判的考察」『群馬大学社会情報学部論集』17: 1-17。
2010b 「反捕鯨と抗議ビジネス—環境保護団体の反捕鯨キャンペーンの一側面—」『群馬大学社会情報学部論集』17:19-35。
2011 『神聖なる海獣—なぜ鯨が西洋で特別扱いされるのか—』京都:ナカニシヤ出版。
2012 「「法」の裁きを下すメディア時代の自警団?—シー・シェパードの反捕鯨キャンペーンの一考察」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 302-316, 東京:成山堂書店。

岸上伸啓

- 2002 「カナダ極北地域における海洋資源をめぐる紛争—ヌナヴィク地域のシロイルカ資源を中心に—」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海—水産資源管理の人類学』pp. 295-314, 京都:人文書院。
2003 「カナダ極北圏ヌナヴィク地域におけるシロイルカ資源の共同管理について」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告46) pp. 101-129, 大阪:国立民族学博物館。
2008 「文化人類学的生業論—極北地域の先住民による狩猟漁労採集活動を中心に」『国立民族学博物館研究報告』32(4): 529-578。
2013 「カナダ・イヌイットのホッキョククジラ猟と先住権」『カナダ研究年報』33:1-16。
2014a 「カナダにおける北西海岸先住民ヌーチヤールスの捕鯨と先住権」『北海道立北方民族博物館研究起紀要』23: 23-34。
2014b 『クジラとともに生きる—アラスカ先住民の現在』

岸上伸啓編

- 2012 『捕鯨の文化人類学』東京:成山堂書店。

鬼頭秀一、福永真弓編

- 2009 『環境倫理学』東京:東京大学出版会。

グルーエン、ローリー

- 2015 『動物倫理入門』河島基弘訳、東京:大月書店。

小木万布

- 2009 「御蔵島のイルカウォッチング」小島孝夫

- 編『クジラと日本人の物語—沿岸捕鯨再考—』pp. 216-237, 東京:東京書籍。

小島孝夫編

- 2009 『クジラと日本人の物語—沿岸捕鯨再考—』東京:東京書店。

佐藤衆介

- 2005 『アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理』東京:東京大学出版会。

佐久間淳子

- 2011 「グリーンピースの実相—その経験論的評価と批判」石井敦編『解体新書「捕鯨論争」』pp. 201-246, 東京:新評論。

高橋広次

- 2011 『環境倫理学入門 生命と環境のあいだ』東京:勁草書房。

浜口尚

- 2005 「海の蛮人騒動記—シー・シェパードによる鯨・イルカ類追い込み漁仕切り網切断事件をめぐって—」『園田学園女子大学論文集』39: 41-52。
2012 「先住民生存捕鯨再考」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 45-63, 東京:成山堂書店。

- 2016 『先住民生存捕鯨の文化人類学的研究』東京:岩田書院。

高橋美野梨

- 2009 「闘争の場としての捕鯨—規制帝国EUとデンマーク/グリーンランド」『国際政治経済学研究』22:41-57。

フリーマン、ミルトン・M・R編

- 1989 『くじらの文化人類学 日本の小型沿岸捕鯨』岩崎まさみ・高橋順一・吉成義夫訳、東京:海鳴社。

竹川大介

- 1995 「イルカが来る村—ソロモン諸島」秋道智彌編『イルカとナマコと海人たち—熱帯の漁撈文化誌』pp. 89-114, 東京:日本放送協会。

- 2016 「互惠と共感の正義論 共同体ガバナンスにおける普遍的道德基盤研究の可能性」日本文化人類学会第50回研究大会(南山大学)にて2016年5月28日に口頭発表。

森田勝昭

- 1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋:名古屋大学

- 出版会。
- 山浦清
2012 「考古学から見た日本列島における捕鯨」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 137-171. 東京：成山堂書店。
- 山下渉登
2004 『捕鯨I・II』東京：法政大学出版局。
- 渡邊洋之
2006 『捕鯨問題の歴史社会学—近現代日本におけるクジラと人間』東京：東信堂。
- 欧文
- Barstow, Robins
1991 Whales Are Uniquely Special. In N. Davis, A. M. Smith, S. R. Whyte, and V. Williams (eds.) *Why Whales*, pp. 4-7. Bath, UK: The Whale and Dolphin Conservation Society.
- Brydon, Anne
2006 Keiko the Whale and the Cultural Politics of Whaling in Iceland. *Anthropological Quarterly* 92(2): 225-260.
- Hyot, Erich and Glen T. Hvenegaard
2002 A Review of Whale-Watching and Whaling with Applications for the Caribbean. *Coastal Management* 30: 381-399.
- Kalland, Arne
1993a Management by Totemization: Whale Symbolism and the Anti-Whaling Campaign. *Arctic* 46(2): 142-133.
1993b Whale Politics and Green Legitimacy: A Critique of the Anti-Whaling Campaign. *Anthropology Today* 4: 5-17.
- Kawashima, Motohiro
2004 Is Anti-Whaling a Protest Business?: An Aspect of Environmental Organizations' 'Save the Whales' Campaign. *The Essex Graduate Journal of Sociology* 4: 5-17.
- Kerins, Seán
2010 *A Thousand Years of Whaling: A Faroese Common Property Regime* (Circumpolar Research Series No.12). Edmonton, Alberta: CCI Press.
- Kishigami, Nobuhiro, Hisashi Hamaguchi and James M. Savelle
2013 *Anthropological Studies of Whaling* (Senri Ethnological Studies 84). Osaka: National Museum of Ethnology.
- Parsons, E.C.M. and C. Rawles
2003 The Resumption of Whaling by Iceland and the Potential Negative Impact in the Icelandic Whale-Watching Market. *Current Issues in Tourism* 6(5): 444-448.
- Singer, Peter
1975 *Animal Liberation: Toward an End to Man's Inhumanity to Animals*. London: Paladin Granada Publishing.

(国立民族学博物館・総合研究大学院大学)